

防整施第11586号  
29.7.27

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

建設工事における後工事について（通知）

標記について、当分の間、別紙のとおり定め、平成29年7月28日以降に入札公告又は手続開始の公示を行う建設工事について実施することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、本件を適用する工事の選定にあたっては、あらかじめ整備計画局施設計画課長と調整するものとする。

建設工事における後工事の発注について（防整施第6917号。28.3.31）は、平成29年7月27日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 建設工事における後工事について

## 1 後工事の定義

本来一体とすべき構造物を予算の都合等により分割して発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）のうち、現に施工中の工事（以下「前工事」という。）に引き続き、当該年度以降の予算で残り部分を発注する工事（以下「後工事」という。）をいう。

## 2 後工事の発注方式等

## (1) 発注方式

後工事の発注方式は、工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（防整施第6922号。28.3.31）のⅢに該当する場合、原則として、前工事の受注者との随意契約によるものとする。

## (2) 工事公告の方法

前工事と後工事を合わせた概算額が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額（以下「基準額」という。）以上と見込まれる場合は、前工事の発注段階で特例政令に基づき公告しなければならない。

また、後工事を前工事の受注者と随意契約を締結するに当たっては、付紙に基づく内容を一定期間公示し、他に参加を希望する者がいないことを確認しなければならない。

その際、前工事の受注者以外の者から参加を希望する旨の申込みがあり、当該申込みについて審査した結果、当該後工事を実施するにふさわしい者であると判断された場合は、後工事の随意契約の取扱いを取りやめる。

## (3) 発注件名等

後工事の件名は、「〇〇追加工事」の名称を用いるものとする。

## (4) 積算

後工事の積算に当たっては、原則として、後工事と前工事との一体性に鑑み、前工事の落札結果を反映させた積算価格を算出する。

また、前工事の入札説明書等に、後工事の積算に当たっては、前工事の落札結果を反映させる旨を明記する。

## (5) 仮設物等の取扱い

前工事の発注時点で、前工事で設置する仮設物等（指定又は任意にかかわらず一切の仮設物をいい、仮設物のための土地借料、電気料金等を含む。以下同じ。）が後工事に継続すべきことが明らかな場合は、前工事及び後工事の入札説明書等に当該仮設物等を継続する旨を明記する等、適切な措置を講じるも

のとする。

ただし、前工事で設置する仮設物等のうち、一部の任意仮設で継続することが適切でない場合は、発注者と受注者との間で協議するものとする。

なお、後工事発注時点で判明した場合は、前工事の受注者とその継続の可否について協議し、適切な措置を講じるものとする。

(6) 主任技術者及び監理技術者の取扱い

前工事の入札説明書等に「将来予定される本工事の残余部分の工事（後工事）に当たっては、本工事の主任技術者（監理技術者）が兼ねることができる。」旨明記するものとする。

3 その他

契約後は、公共調達の適正化について（財計第2017号。18.8.25）に基づき、速やかに公表するものとする。

付 紙

〇〇第〇〇号  
〇〇年〇月〇〇日

〇〇防衛局が行う随意契約を予定している工事への参加の申込みについて

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長 〇〇〇〇

別添の対象工事一覧表に掲げる工事は、次のアないしイのいずれかの要件に該当するため、当該要件を満たす契約企業との随意契約を予定しているものです。それぞれの工事について必要となる要件を満たし、同工事への参加を希望される企業等がありましたら、一般競争入札を行いますので、要件を満たすことを証明できる書類と共に、期限までに総務部契約課まで申し込んでください。

ア 本来一体とすべき構造物等（一体の構造物等として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）を、予算の都合などの理由により、やむを得ず分割したことによって生じた前工事に引き続き施工される一体不可分の後工事であつて、前工事と施工者が異なる場合、瑕疵担保責任やシステム上の継続性などを明確に分離することが困難なもの

イ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるもの

添付書類：別紙（対象契約一覧）

対象工事一覧表

番号	該当する工事	理由	申込締切日	参加の申込みに必要となる要件	備考
1	(例)「〇〇追加工事」	ア	〇. 〇. 〇	(例) 〇〇〇〇工事(前工事)に係る瑕疵担保責任を含めた契約の成果を継承し、当該工事の目的を達成できる証明ができること。	